

新旧対照表

○自然環境保全条例施行規則

新	旧
<p>(許可を要しない行為)</p> <p>第10条 条例第19条第1号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、<u>同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</u></p> <p>ウ～コ (略)</p> <p>(10)・(11) (略)</p>	<p>(許可を要しない行為)</p> <p>第10条 条例第19条第1号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、<u>同法第20条第1項又は第2項の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</u></p> <p>ウ～コ (略)</p> <p>(10)・(11) (略)</p>